

鳥取県告示第347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業者の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
湯梨浜町長	東伯郡湯梨浜町大字久留19-1	湯梨浜町地域包括支援センター	東伯郡湯梨浜町大字久留19-1	平成21年4月6日